

業務改善助成金（通常コース）のご案内

令和4年度の申請を受付中！【広島局版】

制度の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる。
設備投資（機械設備、コンサルティング導入等）などを行う。

の費用の一部助成



対象事業場

事業場単位です

中小企業であること
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が30円以内
事業場規模100人以下

【広島県】
事業場内
最低賃金
929円
以下

最低賃金の
改正に注意

支給要件

賃金引き上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
引き上げ後の賃金額を支払うこと
生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改
善を行い、その費用を支払うこと
解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと

対象となるか、チェック！



全て☑になれば、助成金の対象の
可能性があります！！

手続きの概略(例)

申請期限（必着）
令和5年1月31日

早期締切
の場合あり

事業主

申請書・事業実施計画書等

提出

審査

交付決定

事業実施
(設備投資・
賃金引き上げ)

事業実績報告書

提出

審査

交付額
確定

広島労働局

「交付額確定」「請求書の提出」「支給」「状況報告の提出」と続きます

助成限度額

賃金を引き上げる労働者数及び助成上限額

コース 区分	賃金を引き上げる労働者数及び助成上限額				
	1人	2～3人	4～6人	7～9人	10人 以上
30円	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

【助成率】

- a 900円未満
4/5 (80%)
- b 900円以上
3/4 (75%)

生産性要件を満たした場合

- a 900円未満
9/10 (90%)
- b 900円以上
4/5 (80%)

生産性要件：「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に加算

10人以上は、イ 900円未満 ロ 生産量要件 のいずれかを満たすもの

賃金UP 設備投資・生産性向上 業務改善助成金 活用

昨年度の広島県内
導入事例

【製造業(縫製)】



新型ミシン
コンベア検針機

【製造業(食品)】



冷凍冷蔵設備
作業所内レイアウト
変更

【製造業(プラスチック)】



工程管理ソフト
金型交換用リフター

【クリーニング業】



POSレジシステム
高速立体包装機

【理・美容業】



理・美容椅子
エステ用機器

【介護事業】



介護ベッド・リフト
福祉車両

【農業】



農業用管理機
保冷車

【小売業】



POSレジシステム
受注・販促システム

【飲食業】



POSレジシステム
冷蔵設備・調理
機器

支給額の計算例 (1)



Page.8

支給額の計算例 (2)



Page.9

厚生労働省

広島労働局

業務改善助成金

検索



【お問い合わせ先】
業務改善助成金
コールセンター
0120-366-440

【ワンストップ相談窓口】
広島働き方改革
推進支援センター
0120-610-494

【申請先】
広島労働局
雇用環境・均等室
082-221-9247